

## F 学校いじめ防止基本方針（概要）

### 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

#### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

#### (2) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

#### (3) いじめの理解

### 2 学校の基本方針の内容

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの防止

#### (2) いじめの早期発見

#### (3) いじめへの対処

#### (4) 地域や家庭との連携

#### (5) 関係機関との連携

### 4 いじめ防止等対策委員会の設置

#### (1) 目的

#### (2) 機能

#### (3) 構成等

### 5 学校における取組

#### (1) いじめの防止のための取組

|     |        |  |
|-----|--------|--|
| 構成員 | 校内     | 校長、教頭(情報集約担当者)、教務主任、人権教育主任、生徒指導担当、該当学年担当（必要に応じて養護教諭）   |
|     | 外部専門家等 | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、コミュニティ・スクール推進委員<br>民生児童委員、区長他 |

- ① いじめについての共通理解
- ② いじめに向かわせない態度・能力の育成
- ③ いじめが起きにくい集団の育成
- ④ 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。
- ② 「いじめのチェックリスト（保護者用、教職員用、学級担任用）」を定期的実施し、その分析を行う。
- ③ いじめについて児童や保護者が、校内で相談できる場所及び教職員等について、周知徹底を図る。
- ④ 児童、保護者、地域等へ、来所や電話、メール等での相談の窓口を周知する。
- ⑤ 教員は日常的に児童の様子に目を配り、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ⑥ 児童の心身の状況に全職員で配慮し、「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」に取り組む。
- ⑦ 養護教諭と学級担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。
- ⑧ 毎週月曜日と水曜日の児童理解の時間に情報を出し合い共通理解を図る。また、その

対応について話し合う。

### (3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
- ② いじめの事実確認と報告
- ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
- ⑤ ネット上のいじめへの対応

### (4) 教育相談体制

- ① 毎月のなかよしアンケートを基に、児童一人一人に担任等が教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ② 必要に応じスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の関係機関に依頼し教育相談を実施する。

### (5) 児童が主体となる取組

- ① 児童会を中心にいじめ撲滅の宣言を実施する。
- ② 縦割り班活動や栽培活動を通し、命の大切さを育てる。
- ③ ボランティア活動に積極的に取り組み豊かな心を育てる。

### (6) 研修

- ① 年度当初、「くまもとの教職員像」「熊本県教育委員会の教育方針」「各課取組の方向」(特に人権教育取組の方向)の輪読を行うなど、共通理解を図る。
- ② 年間2回人権レポート研修を実施し、全ての教職員で人権意識を高める。
- ③ 町人権教育研究会や人権教育ブロック研修会を活用し、いじめについての意識を高める。
- ④ 外部講師を招いた研修を実施するなどいじめ対応についての職員の能力を高める。

### (7) 地域や家庭との連携

- ① PTA総会や役員会等で保護者に向けていじめについての本校の基本方針を説明し、理解と協力を得る。
- ② 保護者からのいじめの相談窓口(教頭や養護教諭など担任外が担当者)を設置し、相談体制を充実する。
- ③ 区長や児童民生委員等と連携して、情報交換会等を開き、地域の情報を得る。

### (8) 関係機関との連携

- ① いじめが、犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められる場合は、関係機関(教育委員会、警察、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)と連携し、いじめの解消を図る。

### (9) 重大事態への対応

- ① 重大事態の発生と報告 → 教委・教育事務所及び関係機関へ
- ② 重大事態に対する調査及び組織
- ③ 調査結果の報告

### (10) いじめの解消

- ① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安)
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(面談等により確認)

## 6 取組の評価等(PDCAサイクルについて)

- (1) 学校評価の「豊かな心をはぐくむ教育の推進」で、「いじめや問題への対応」の評価を実施し改善に活かす。
- (2) 人権旬間の振り返りでいじめの未然防止と早期発見、解消についての自己評価を行う。
- (3) 保護者アンケートや学習アンケートの結果を分析し、いじめの対応に活かす。